4 新総合財第 3 8 7 号 令和 4 年 9 月 1 日

各 部(局) 長

新宿区副区長

寺田好孝鈴木昭利(公印省略)

令和5年度予算の見積りについて(依命通達)

新型コロナウイルスの感染者が令和2年1月に国内で初めて確認されてから、いまなお感染症は収束するに至っておらず、この間、区民生活や地域経済活動は大きな影響を受けてきた。国内感染は変異株による周期的な拡大を繰り返しているものの、これからは、感染拡大に最大限の警戒をはらいつつ、地域の社会経済活動の本格的な正常化に向けて取り組むとともに、区政を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な区政運営を展開し、安全で安心な区民生活を支えていかなければならない。

令和3年度決算は、実質単年度収支が9年連続の黒字となり、一般財源収入の増加等により財政調整基金等を取崩すことなく、一定の財政対応力を確保したところである。一方、現状では、原油価格・原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化など社会経済情勢の不透明な状況が続いており、地域経済活性化への支援や物価高騰対策など景気動向を見極めた対応も求められる。さらに、今後の社会保障関連経費や施設更新需要の増大など取り組むべき課題は山積しており、総じて、区財政は、引き続き予断を許さない状況である。

こうしたなかにあっても、第二次実行計画の最終年度にあたる令和5年度は、引き続き感染状況に応じた機動的な対策を講じるとともに、デジタル化や脱炭素化の推進などに積極的に取り組み、地域コミュニティ活動の再起動をはじめ、高齢者や子育て世代への支援など誰もが安心して住み続けられる環境の整備、災害に強い安全で安心なまちの実現、魅力あふれる賑わい都市の創造と地域の特性を生かしたまちづくりに区の総力を挙げ対応していかなければならない。

これらの実施に当たっては、全ての事務事業について、実績や効果を有効性・効率性の観点から徹底的に検証しデジタル化による業務改善・業務改革や公民連携の推進、公共施設マネジメントの強化などの視点を加え、優先順位を明確にし予算へ反映することが重要である。

したがって、令和5年度予算は、「第二次実行計画の総仕上げとともに、区民生活の現場・現実を踏まえ、直面する区政課題の解決に向け着実に前進する予算」と位置づけ、①社会経済情勢の動向を的確に見極めながら、限られた財源を戦略的、重点的に配分すること、②行政評価や直近の状況分析に基づく事務事業の見直しと、デジタル技術等を活用した事業転換等を進め、効果的・効率的な事業構築を図ること、を基本として編成する。

よって、予算の見積りにあたっては、下記の事項に留意のうえ、別に定める期日 までに見積書を提出されたい。

この旨、命により通達する。

記

1 全ての事務事業について、その実績と成果を点検し、簡素化・効率化を図り、 事業のあり方や実施体制などを検証し、その実績と成果を踏まえ、根本的に見直 すこと。

また、経費の見積りにあたっては、行政評価を踏まえるとともに、決算や執行 状況などを十分に分析し、的確に見積もること。

- 2 実行計画事業については、計画策定の趣旨を踏まえ、最小の経費で事業目標を 達成するよう、適切な見積りを行うこと。
- 3 新規・拡充事業については、事業の必要性を厳しく見極めるとともに、既定事業の見直しや過去の決算状況を分析し不用額の徹底的な精査を基本とし、財源の有効活用に努めること。

また、新規事業については、期限を設定することとし、既定事業についても、 目的やその効果を踏まえ事業の終期を明記すること。

- 4 委託・工事請負契約等(指定管理協定含む)については、新宿区公契約条例の趣旨を踏まえ、別途定める依頼に基づき、適正な価格で的確に見積もること。
- 5 施設整備等については、原則として、公共施設等総合管理計画及び中長期修繕

計画に基づき、必要性、緊急性、優先度、経済性などの観点から十分な検討を行 うとともに、良好な景観の形成や地球温暖化対策についても留意し、関係部課と の調整を図った上で、所要の額を見積もること。

特に、工事費積算については、適正な見積りを行うとともに、手法や仕様の見 直しなどの特段の精査を行うこと。

なお、施設建設費に併せて、完成後の維持管理経費を算定し、後年度負担が最 も少なくなるよう考慮すること。

- 6 区出資の財団等については、団体の自主性と自立性を高め、収入の確保及び事業の効率化を図るなど経営努力をより一層促すとともに、外郭団体調書を活用し、 事業計画を十分精査の上、補助及び委託の内容、方法等を見直し、所要の経費を 見積もること。
- 7 施設の管理費については、指定管理料積算調書を活用し、引き続き施設管理契 約の仕様等委託内容の見直しを行うとともに、指定管理者事業評価の結果を踏ま え、的確な管理運営費を見積もること。
- 8 国及び都補助事業については、その予算編成の動向に留意し、確実な財源確保 に努めるとともに、より的確な経費を見積もること。
- 9 区単独の事業補助金については、原則として、新たな創設は行わないこと。また、行政評価の状況を踏まえ、別に定める基準により適切な見積りを行うこと。
- 10 デジタル技術、公民連携等の活用による業務の効率化・省力化については、適切に対応すること。
- 11 省資源、省エネルギーについては、環境マネジメントシステムを確実に推進する上からも、その徹底を図り経費の削減に努めること。
- 12 情報システム関係経費については、区民サービスの向上及び事務事業の簡素効率化の観点から、その必要性、利用状況、費用対効果、安全性を十分検討し、適切な対応を図ること。
- 13 事務事業の見直しにより、定型的業務や専門的業務の委託等、民間活力の積極的な導入を進め、職員定数や経費を的確に見積もること。
- 14 内部管理経費については、決算実績に基づき、徹底した削減に努めること。
- 15 受益者負担の適正化を含め、財源の的確な捕そくを行い、収入増加に努めること。

また、区税及び保険料等収入については、増収計画等に基づき引き続き徴収努力を行い、収入の確保に努めること。

- 16 限られた財源の戦略的、重点的な配分を促進する観点から、別に定める「令和 5年度予算編成手法について」に基づき、見積りを作成すること。
- 17 経費については、次に定めるところにより見積もること。
 - (1)一次経費
 - ア 人件費、公債費 別に定める基準により、所要額を見積もること。
 - イ 指定管理料を計上する事業、外郭団体への補助金を計上する事業

指定管理料積算調書、外郭団体調書等を活用し、決算 実績等を踏まえ、所要額を見積もること。

ウ その他の経費 一般財源充当目途額の範囲内で所要額を見積もること。

(2) 二次経費

ア 計画事業 計画事業内示額を上限として、所要額を見積もること。 イ 設備整備等 時期・必要性を厳しく見極め、的確に所要額を見積も ること。

(3) 下記経費については、特に目的・必要性・規模等を厳しく精査した上で見積 もること。

ア 事務管理経費

旅費(近接地内・近接地外・費用弁償)、需用費(消耗品費・印刷製本費・ 修繕費)、役務費(郵便料・電信料)、使用料及び賃借料、備品購入費

イ その他

報酬、時間外勤務手当、報償費(講師謝礼)、役務費(施設管理役務費・その他役務費)、委託料(施設管理委託料・その他委託料)、工事請負費(維持修繕工事費)